

「公正証書・自筆証書遺言があり、遺言執行者がいない場合」にご用意いただく書類です。

【必要書類】

書類名	備考	確認欄
相続手続依頼書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 当金庫所定書式（窓口にてお渡しします。） ▶ 遺言書で指定された相続人・受遺者が記入してください。 	
遺言書 または 遺言書情報証明書		
亡くなられた方の戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 死亡の事実が確認できるもの ▶ 法定相続情報証明書でも代用できます。 	
相続を受ける相続人の戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 亡くなられた方の戸籍謄本に記載がない場合に必要です。（公正証書遺言の場合は不要です。） ▶ 法定相続情報証明書でも代用できます。 	
相続を受ける方（受益相続人・受遺者）の印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発行日から6か月以内のもの 	
家庭裁判所の遺言書検認調書謄本 または 検認済証明書	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公正証書遺言 または 遺言書情報証明書の場合は不要です。 	
亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカード等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 当座預金がある場合は、未使用の手形用紙・小切手用紙をご返却ください。 	
貸金庫の鍵、カード	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 貸金庫契約があった方 	
来店される方の実印 （受益相続人・受遺者）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 相続手続依頼書等への捺印が必要となります。 	
来店される方の本人確認資料 （受益相続人・受遺者）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等 	

- ▶ 書類関係は原本をご提出ください。当金庫にて原本の写しをとり返却することもできます。
- ▶ 自筆証書遺言の場合、家庭裁判所の検認が必要となります。ただし、「自筆証書遺言書保管制度」で法務局に保管されている遺言書は検認不要です。
- ▶ 相続の内容により、別途書類をお願いする場合がございます。

≪**検認とは**≫家庭裁判所で行う遺言書についての偽造や変造を防ぐための検証手続きのことです。

≪**受遺者とは**≫遺言で財産を受け取る法定相続人以外の方をいいます。

≪**法定相続情報証明制度とは**≫相続人が被相続人の出生から亡くなるまでの戸籍謄本等により、相続関係図（法定相続情報一覧図）を作成し法務局へ申請すると、法定相続情報一覧図の内容確認後に、法務局にて保管してくれる制度です。また、写しとなる「法定相続情報証明書」の交付手数料は無料です。

【当金庫所定書式へのご記入について】

当金庫所定書式へのご記入をされる方	確認欄
相続を受ける方（受益相続人・受遺者）	